

# 11月は児童虐待防止推進月間

親から子への暴力というイメージの強い児童虐待。でも、子どもの世話をしない、子どもが夫婦間の暴力を見る、実はこんなことも虐待にあたります。しつけのつもりでしていたことが虐待だったということも…。虐待が起こる背景には何があるのでしょうか。虐待をなくすために私たちにできることはどんなことでしょうか。

11月は児童虐待防止推進月間です。

## 子どもは社会の宝 地域社会で子育てを支えよう

### 児童虐待はどんな家庭にも起こりうる

年々、児童虐待が社会問題として深刻化し、昨年度は全国の児童相談所での虐待相談対応件数が約6万件にもなりました。虐待は暴力だけではなく、暴言、食事を与えない、子どもへの無視や拒否、病気の放置なども含まれます。多くの場合、「しつけ」だと思っていたり、虐待の意識はなかったりします。そう考えると、虐待はどんな家庭でも起こりうることを言えます。

虐待が起こる原因は様々です。核家族化が進んだことで、育児協力者が少ない中で子育てに向き

合う辛さや不安、経済的な生活苦、親自身の成育歴や心の病気など、生活上の困難がいくつかが重なり合った結果、わが子への虐待につながることは、全国的に共通した実態です。

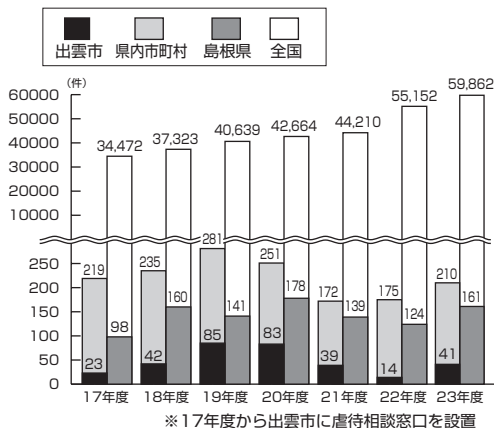
### 声にならないSOSに耳を傾けて

子どもを虐待から守るには、まわりにいる私たち一人ひとりが、地域で親子を見守ること、子どものSOSと虐待せざるを得ない状況に追い込まれた親の悲鳴に目を背けないことです。そんな意識が、虐待をなくしていく大きな力になります。

児童虐待に関するご相談 子育て支援課 ☎21-6604

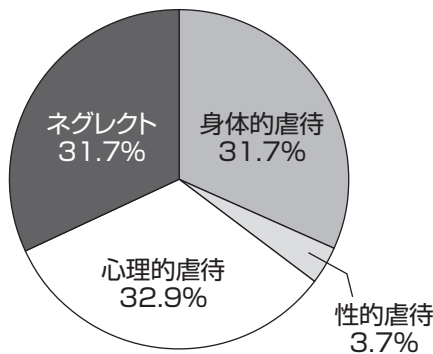
## 平成23年度 児童虐待の現状

### 児童相談所と出雲市・県内市町村が対応した児童虐待相談件数の推移



(注)県内市町村が対応した件数と、島根県が対応した件数には重複あり。(重複件数/平成20年度110件、平成21年度60件、平成22年度66件、平成23年度87件)

### 虐待種別相談状況(島根県)



内閣府では、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めています。この取り組みの中で募集された「家族や地域の大切さ等に関する作品」のうち、平成23年度優秀作品として表彰された作文を紹介します。子育て支援において、自分も何かできるかなと感じさせる作品です。



## あなたを必要としている子どもたちがいます

### 里親制度

様々な事情により、実親と生活できない子どもたちを自らの家庭に迎え入れて家庭的な環境の中で愛情を込めて養育して下さる方を里親と言います。

里親制度に関心のある方は、出雲児童相談所 ☎21-0007 へご相談ください。



オレンジリボンには、子どもの虐待を防止するというメッセージがこめられています。

## 児童虐待予防と 対応講座報告

●西澤 哲先生の講演より

### 子どもの発達とアタッチメント(愛着)の形成

市では、児童虐待防止の取り組みとして、県立大学出雲キャンパスと共催でシリーズ制の研修を行っています。その中で、今年度は心理学の分野で著名な西澤 哲先生(山梨県立大学人間福祉学部教授)をお招きしました。お話しは、虐待予防の視点だけでなく、子育て中の世代にも大いに参考になる内容でしたので、みなさんにご紹介します。



山梨県立大学人間福祉学部教授  
西澤 哲 氏

アタッチメント行動の大事なポイントには、「子どもの心が不安定な状態にあるのを回復させ、安定させる」働きがあるということです。その行動を繰り返すことによって感情を回復させる力が育った子どもは、心の安定性が高くなってきます。

#### 感情や行動の自己コントロール力を 育てるのにもアタッチメント

子どもの育ちに大事なものの一つに「アタッチメント」があり、「愛着」と表現されることもあります。本来は「貼り付ける、付着する」という意味合いを示す言葉で、心理学の上では「本能としてもっている、養育者への強い心の結びつき」と考えられています。人として心が育つ幹とも言える大切なものです。

#### 子どもの心の安定とアタッチメント には深いつながり

小さい子どもが、怖かったりびつくりすることがあって不安な感情にあるとき、親を求めていく接触行動を「アタッチメント行動」と言います。この行動により大人から抱っこされたりすることで安心感が子どもの心に戻ってきます。

#### 虐待が与える影響は深刻

子どもが成長期に虐待を受けると、心や体の状態に様々な問題が起き、人生を通して子どもに影響を与え続けて

いきます。そして、今度は親になった時、再び同じ子育てを繰り返すという悪循環が起きてしまうことも虐待の深刻な問題です。子どもが育つ間にどのような親から関わられたかの影響は本当に大きいのです。

#### 「しつけ」の真の意味は何

「虐待」と「しつけ」は隣り合わせのところがあります。しかしながら、大人としてこれからの子育てに必要なことは何かということを整理すると、次のようなことだと思えます。

- ・痛みや恐怖によって子どもの行動を変えさせようとするのがどれだけ有害かを認識すること。
- ・「しつけ」というのは、子ども自身に自己コントロール力が育つための手助けをすることである。「させる」のではなく、子ども自身が考えて「できる」よう大人がサポートすること。
- ・子どもには、「安心感」を与え、心に「棲む」存在になる大人が必要であること。

これらは、多くの事例に関わってきた私の経験の中で見えてきたことですが、難しくなった現代の子育てを乗り切っていく参考の一つになれば幸いです。

## ～ 家族っていいね ～ \*11月18日(日)は家族の日です\*

「はい、あめちゃん」

31歳 主婦

この日、近所の踏切の音を聞きながら、実家へ帰りたいと初めて思っていました。自分のやり方が悪いのか、自問自答をしていました。娘があやしても泣き止まず、夜勤明けで体を休めていた夫に「うるさい！」と言われてしまいました。普段は言いません。でも、狭い部屋の中にいてもうるさいだけ、よちよち歩く娘と外へ出ていました。娘に「はい、あめちゃん。」と初老のご婦人が話しかけて下さいました。次に「ついつい子どもを見ると声をかけちゃうのよ。今が大変な時期よね。」と言って、私にもあめ玉を渡してくれました。「今が一番大変」と言って私を認めってくれた一言とともに、お腹から力が湧いてきました。どうか、先輩方、私たち子育て中の母親に、どんな声をかけてください。迷惑などと思ったりしていませんか。その一言で、どれだけ気持ちが悪くなるでしょう。か。どうか子育て中のママたち、家の中に籠らせずに外に出かけてみましょう。外には、子どもの笑顔と素敵な出会いがありますよ。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

# ストップ!DV

(ドメスティック・バイオレンス)



## DVとは?

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者(事実婚や元配偶者も含む)など、親しい関係にある人からの暴力のことです。DVには、なぐる・けるなどの身体的暴力のほか、大声で怒鳴る・無視するなどの精神的暴力、性行為の強要・避妊に協力しないなどの性的暴力、生活費を渡さない・外で働くことを妨げるなどの経済的暴力、行動を監視するなどの社会的暴力などさまざまな形態があります。

## DVをなくすために

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害で、被害者のみならず擁護する子ども等にも

今年5月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」では、DVを「直接経験」、「自分のまわりで経験」と回答した女性が25%で、女性の4人に1人が自分または自分のまわりでDVに関わった経験をもっていると回答し、DVは決してごく一部の人の人におこることではない調査結果になっています。

心理的外傷を与えるなど、深刻な影響を及ぼすといわれています。また、配偶者間のほかに、若いカップル間で起きるDVをデートDVと言ひ、若年期からの防止啓発の重要性も叫ばれています。

DVの被害者を一人でもなくしていくために、またこれからの社会を担う子どもたちをDVの被害者にも加害者にもしないためにも、私たち一人ひとりがDVを正しく理解し、DVのない社会をつくっていく必要があります。

## あなたは大丈夫？ DV危険度をチェックしてみましょう

### 配偶者・パートナーの場合

- 殴ったり、蹴ったり、髪の毛を引っ張ったりする
- 物を投げつけたり、大声で怒鳴ったりする
- 自信を失うほど批判したり、バカにしたりする
- お金を管理し、細かく報告させる
- 実家や友人とつきあうことを嫌がったり、制限したりする
- 見たくないのにポルノを見せる

### 交際相手の場合

- 携帯電話にでなかったり、メールをすぐに返信しないと怒る
- 携帯電話をチェックして異性の友人のアドレスを消すよう強要する
- 相手を最優先にしないと、不機嫌になったり怒ったりする
- 気に入らないと殴ったり、物を投げつけたりする
- 嫌がっているのに性行為を強要する

\*\*\*\*\*  
これらは、DVの代表的な形態です。一つでも思い当たることがあれば、DVではないか考えてみましょう  
\*\*\*\*\*

### ★DVで悩んでいる方

⇒相談窓口までお電話ください。

### ★DVの相談を受けた場合

⇒まず、相談者の話を聞いてあげてください。そして、相談窓口に電話することをお勧めください。

## 女性相談窓口

【相談受付時間】月～金曜日8:30～17:00

(年末年始・祝日・休日除く)

- 出雲市女性相談センター ☎22-2085
- 出雲児童相談所女性相談窓口 ☎21-8789
- 島根県女性相談センター ☎(0852)25-8071
- あすてらす女性相談室 ☎(0854)84-5661
- 出雲警察署生活安全課(24時間対応) ☎24-0110